

令和 6 年度 第 1 回

小林市国民健康保険運営協議会資料

令和 6 年 5 月 30 日 19時から
小林市役所 本館2階 第1会議室

会次第

1 開会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 事務局あいさつ（市民生活部長）

5 議長選出

6 議事

議題1 小林市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

議題2 令和6年度 小林市国民健康保険事業特別会計 6月補正予算（案）について

7 特定健診について

8 連絡事項

9 閉会

小林市 市民生活部 ほけん課

1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

国民健康保険税の課税には上限が設定されています。今回、法令の改正があり、令和 6 年度は後期高齢者支援金等課税額が 2 万円引き上げられ、**24万円** になります。基礎分、後期高齢者等支援金分、介護納付金分を合計した限度額は **106万円** になります。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
課税限度額（現行）	960,000円	990,000円	990,000円	1,020,000円	1,040,000円	1,060,000円
基礎分	610,000円	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金等分	190,000円	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円
介護納付金分	160,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円
増減（前年度比）	30,000円	30,000円	0円	30,000円	20,000円	20,000円

2 国民健康保険税の軽減対象の拡大

世帯の所得が基準額以下の場合、被保険者均等割額 及び 世帯別平等割額 をそれぞれ 7 割、5 割、2 割軽減（差し引いて）して税額を計算します。同じく法令の改正があり、この基準となる数値が引き上げられるため、軽減の対象者が拡大します。

区分	年度	軽減判定の基準額
7 割軽減	令和 5 年度	基礎控除額43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	令和 6 年度	基礎控除額43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減	令和 5 年度	基礎控除額43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	令和 6 年度	基礎控除額43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減	令和 5 年度	基礎控除額43万円 + <u>53.5万円</u> × 被保険者の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
	令和 6 年度	基礎控除額43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者の数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

3 国民健康保険税に係る税率（額）の改定

被保険者数の減少が続くなか、高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費は増加傾向にあり、今後、国民健康保険事業に財源不足が生じる状況です。安定的な制度運営に必要な財源を確保するため、令和6年度以降の税率（額）を改定します。

住民税の申告所得情報を基に試算した結果、国民健康保険税の収入が予算額に対して **約2億3,176万円 不足** すると見込まれます。

この不足額について、財政調整基金を繰り入れるか、税率を引き上げるか、市長と検討いたしました。

財政調整基金の繰り入れのみで不足額全額を補うとなると令和7年度には財源が枯渇し、税率の引き上げのみで補うとなると被保険者の大幅な負担増になってしまいます。

そのため、税率を一定の範囲で引き上げ、財政調整基金及び繰越金の一部を繰り入れることで不足分を補うことと考えております。

（表1）現行税率と改定後税率の比較

	所得割		資産割		均等割		平等割	
	【所得に課税】	(増減)	【固定資産税に課税】	(増減)	【1人あたりに課税】	(増減)	【世帯ごとに課税】	(増減)
現行税率	15.65%		17.47%		37,900円		36,500円	
基礎分	9.67%		11.58%		23,300円		23,100円	
後期高齢者支援金等分	3.34%		2.89%		7,000円		7,300円	
介護納付金分	2.64%		3.00%		7,600円		6,100円	
改定後税率	18.50%	(2.85%)	17.47%	(0.00%)	42,100円	(4,200円)	40,100円	(3,600円)
基礎分	11.71%	(2.04%)	11.58%	(0.00%)	26,800円	(3,500円)	26,100円	(3,000円)
後期高齢者支援金等分	3.87%	(0.53%)	2.89%	(0.00%)	7,700円	(700円)	7,900円	(600円)
介護納付金分	2.92%	(0.28%)	3.00%	(0.00%)	7,600円	(0円)	6,100円	(0円)

3 国民健康保険税に係る税率（額）の改定

（表2）補てん財源の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度見込み
前年度繰越金（千円）	226,658	175,225	117,551	171,097	200,078	45,000
基金残高（千円）	300,906	300,966	300,978	300,984	300,984	300,990
財源合計（千円）	527,564	476,191	418,529	472,081	501,062	345,990

令和5年度の単年度収支は **約1億5,500万円の赤字** を見込んでいます。繰越金の合計は **約4,500万円** になる見込みです。（令和6年4月末現在）

（表3）現行税率と改定後税率の財源比較

	現行税率	改定後税率	増減	
調定額	941,219千円	1,065,839千円	124,620千円	
基礎分	649,468千円	746,240千円	96,772千円	
後期高齢者支援金等分	214,623千円	238,820千円	24,197千円	
介護納付金分	77,128千円	80,779千円	3,651千円	
収納額	95.00%	894,158千円	1,012,547千円	118,389千円
予算額	現年度国保税	1,125,920千円	1,125,920千円	
予算不足額		231,762千円	113,373千円	
基金取崩額	300,990千円	231,762千円	100,000千円	
繰越金充当額	45,000千円	0千円	13,373千円	
資産残高	345,990千円	114,228千円	232,617千円	
一人あたり調定額		113,533円	127,005円	13,472円

税率を改定した後の国民健康保険税の不足分は

約1億1,337万円 になりますので、

- ・財政調整基金3億99万円の中から **1億円** を繰り入れます。
- ・前年度繰越金約4,500万円の中から **約1,337万円** を補てんします。

3 国民健康保険税に係る税率（額）の改定

（表4）現行税率と改定後税率の税額比較

7割軽減世帯の場合	世帯所得 400,000 円		固定資産税 50,000 円		家族人数 2人(夫婦60歳)	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	差額
現行税率	0円	8,735円	22,740円	10,950円	42,400円	3,600円
改定後税率	0円	8,735円	25,260円	12,030円	46,000円	

5割軽減世帯の場合	世帯所得 1,000,000 円		固定資産税 50,000 円		家族人数 2人(夫婦60歳)	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	差額
現行税率	89,205円	8,735円	37,900円	18,250円	154,000円	22,300円
改定後税率	105,450円	8,735円	42,100円	20,050円	176,300円	

2割軽減世帯の場合	世帯所得 1,500,000 円		固定資産税 50,000 円		家族人数 2人(夫婦60歳)	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	差額
現行税率	167,455円	8,735円	60,640円	29,200円	266,000円	40,100円
改定後税率	197,950円	8,735円	67,360円	32,080円	306,100円	

軽減なし世帯の場合	世帯所得 1,800,000 円		固定資産税 50,000 円		家族人数 2人(夫婦60歳)	
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	差額
現行税率	214,405円	8,735円	75,800円	36,500円	335,400円	51,000円
改定後税率	253,450円	8,735円	84,200円	40,100円	386,400円	

3 国民健康保険税に係る税率（額）の改定

（表5）税率改定の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	改定後税率
税率	改定	改定	改定	据置	改定	据置	改定								
所得割	1.21%増	2.31%増	0.50%増		1.05%増									2.85%増	18.50%
資産割															17.47%
均等割（1人あたり）	1,000円増	3,000円増	1,300円増											4,200円増	42,100円
平等割（世帯あたり）	1,000円増	2,200円増	500円増											3,600円増	40,100円

令和6年度 小林市国民健康保険事業特別会計 6月補正予算(案)を編成しました。

歳入 (単位:円)

予 算 科 目 (款)	当初予算	6月補正額(案)	補正後予算	説 明
1 国民健康保険税	1,171,129,000	△ 113,373,000	1,057,756,000	税収見込額の減額(税率改定後)
2 一部負担金	1,000	0	1,000	
3 使用料及び手数料	749,000	0	749,000	
4 国庫支出金	1,000	4,656,000	4,657,000	マイナ保険証移行に伴うシステム改修費に対する国庫補助金
5 県支出金	4,262,804,000	626,000	4,263,430,000	第三者行為損害賠償求償委託料に対する県からの繰入金
6 財産収入	1,000	0	1,000	
7 繰入金	571,253,000	101,119,000	672,372,000	保険者証送付に係る特定記録郵便代の一般会計からの繰入金 (1,120,000円) 税収見込額の減額に伴う財源不足分の補てん (99,999,000円)
8 繰越金	1,000	13,374,000	13,375,000	税収見込額の減額に伴う財源不足分の補てん
9 諸収入	8,744,000	0	8,744,000	
歳 入 総 額	6,014,683,000	6,402,000	6,021,085,000	

歳出 (単位:円)

予算科目(款)	当初予算	6月補正額(案)	補正後予算	説明
1 総務費	155,860,000	6,402,000	162,262,000	マイナ保険証移行に伴うシステム改修費の計上 (4,656,000円) 第三者行為損害賠償求償委託料の増額 (626,000円) 保険者証送付に係る特定記録郵便代の計上 (1,120,000円)
2 保険給付費	4,189,281,000	0	4,189,281,000	
3 国民健康保険事業費納付金	1,558,089,000	0	1,558,089,000	
4 保健事業費	90,329,000	0	90,329,000	
5 基金積立金	1,000	0	1,000	
6 諸支出金	11,123,000	0	11,123,000	
7 予備費	10,000,000	0	10,000,000	
歳出総額	6,014,683,000	6,402,000	6,021,085,000	

(グラフ) 補正後予算における各科目の割合



特定健診について

1 委員の任期について

- ◆ 小林市国民健康保険運営協議会 委員 の現在の任期は、 令和4年5月9日 から 令和7年5月8日 までの 3年間 となっております。
- ◆ 今年度、委員改選の準備を行います。秋頃から継続していただけるかどうかのご案内をさせていただきます。その際はよろしくをお願いします。

2 協議会の次回開催予定

- ◆ 会議名 令和6年度 第2回 小林市国民健康保険運営協議会
- ◆ 開催日程 令和6年8月中（予定）
- ◆ 議題
 - ・ 令和5年度 国民健康保険事業特別会計 決算（案）の審議
 - ・ 令和6年度 国民健康保険事業特別会計 9月補正予算（案）の審議
 - ・ その他

委員名簿

任期 令和4年5月9日～令和7年5月8日

区分		推薦団体	氏名	備考
公益代表	1	区長会	高 妻 賢 士	
	2	区長会	山 田 博	
	3	民生委員・児童委員協議会	吉 脇 辰 男	
	4	民生委員・児童委員協議会	柿 木 由 紀 子	
保険医代表	5	医師会	園 田 定 彦	令和6年5月1日～
	6	医師会	竹 之 内 剛	
	7	歯科医師団	小 城 研 二	
	8	薬剤師会	福 森 一 真	
被保険者代表	9	野尻地区（男性）	岩 松 浩	
	10	野尻地区（女性）	竹 山 真 弓 美	
	11	須木地区（女性）	有 木 鈴 子	
	12	小林市消防団	芝 原 靖 彦	
被用者保険代表	13	宮崎県市町村職員共済組合	富 田 洋 平	令和6年4月1日～

小林市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）

（権限） 協議会は、市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

（定足数） 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

職員紹介	市民生活部長：鷗野 裕一	ほけん課長：岩下 経一郎	ほけん課納税GL：山元 康敬	ほけん課後期GL：谷山 智子
			ほけん課国保GL：池井 裕子	ほけん課総務GL：山下 祐徳
			健康推進課主幹：山内 里美	健康推進課主幹：川原 真砂子